

同志社大学大学院司法研究科図書室利用規則

2004年7月28日一部改正

2005年3月16日一部改正

2006年3月 1日一部改正

2007年3月 7日一部改正

2010年4月 7日一部改正

2012年1月25日一部改正

2012年11月7日一部改正

2015年4月22日一部改正

2018年4月 1日一部改正

2024年4月 1日一部改正

第1条 目的

本規則は、同志社大学大学院司法研究科（以下、同志社大学を本学といい、研究科の前に大学院と書くことを略す。）に所属する全学生及び教員が授業と学習に用いることを第一義として設置された本図書室に備えられる図書を、多数人ができるかぎり有効に利用できるようにすることを目的とする。

第2条 利用者の範囲

1 本図書室を利用できる者は、以下の各号に定める者とする。

- (1) 本学司法研究科専任教職員（特別客員教授を含む）
- (2) 本学司法研究科学生
- (3) 本学法学部専任教員
- (4) 本学法学研究科学生
- (5) 本学司法研究科客員教員，嘱託講師，アカデミック・アドバイザー
- (6) 本学司法研究科専任教職員（特別客員教授を含む）であった者
- (7) 本学法学部客員教員，嘱託講師
- (8) 本学司法研究科・法学研究科に属する研究生，研修生，聴講生，科目等履修生，外国人留学生（特別学生），及び本学司法研究科・法学研究科との単位互換履修生
- (9) 本学司法研究科・法学研究科以外の大学院に属する学生，研究生，聴講生，科目等履修生，外国人留学生（特別学生）
- (10) 学校法人同志社に勤務する専任教職員，客員教員（第1号，第3号，第5号，第7号該当者を除く）
- (11) 学校法人同志社内大学院学生（第2号，第4号，第8号，第9号該当者を除く）
- (12) 学校法人同志社内客員研究員，嘱託講師（第5号，第7号該当者を除く）
- (13) その他，利用目的を特定して利用許可を求め，司法研究科研究主任により利用が許可された者

2 本学司法研究科修了生は，本図書室を利用することができる。

第3条 開室日と開室時間

本図書室は，教授会の議を経て毎年決定される学年暦に基づく閉室日を除き，原則とし

て毎日、以下の時間帯に前条に定める利用者に対して開かれる。ただし、前条第1項第6号ないし第13号に該当する者は、本図書室が設置されている寒梅館4階への立ち入りが制限されるため、その結果として平日の午前9時から午後5時までの時間帯内でなければ入室できない。他方、以下の時間帯に他業務に従事することの多い前条第1項第1号及び第3号の教職員は、時間帯に制限なく利用できる。

(登録期間・授業期間・試験期間)

i 月曜から金曜まで：午前8時45分から午後9時まで

ii 土曜：午前8時45分から午後6時まで

iii 日曜，祝日：午前9時から午後6時まで

ただし、授業日については上記 i と同じ時間帯とする

(上記以外の期間)

iv 司法研究科図書室開室カレンダーによる

第4条 入退室

本図書室への出入には、同志社大学社員証その他本学が発行するカードを用いる。利用者は、第2条の資格を示す身分証明書等を常時携帯し、または、事務室に寄託しなければならない。

第5条 図書の閲覧・借り出し

- 1 図書室内での図書の持出しは、冊数の制限を受けない。
- 2 図書室からの持出しは、所定の借用手続を経なければ許されない。手続未了のままの持出しは、事情により、第8条に定める制裁の対象となる。図書室に隣接する自習室までの持出しについても同様である。
- 3 借用は、原則として10冊を限度とし、1週間の期間内でのみ認められる。ただし、研究用図書として指定された図書は、第2条第1項第1号及び第3号の専任教員に限り、300冊を限度とし、2年間の期間内でのみ認められる。
- 4 第2条第1項第7号ないし第13号及び第2項の利用者は、研究主任が特に許可する場合を除き、借用はできない。
- 5 本条第3項の借用期間満了後、同一利用者が再利用を求めることは、他の利用者による予約がない場合に限り、同一条件による更新が認められる。

第6条 図書の返却

図書が書庫内で所在不明となることを防止するために、いったん書架から取り出した図書は、その場で元に戻す場合を除き、必ず所定の場所に返却しなければならない。これは開架方式を採用する図書館（室）において最も厳格に遵守されるべき作法である。

第7条 図書室内での禁煙等

- 1 図書室内では、喫煙や飲食は禁じられる。
- 2 図書室内では、携帯電話その他、音を発する機器の電源を切らなければならない。
- 3 図書室内では、機器による会話が厳禁されるのはもとより、対人間会話も、他人の読書や思索を妨げない音量内で、できるだけ短時間に済まさなければならない。喧嘩

口論等により他人に迷惑を及ぼした場合は、第8条に定める制裁の対象となる。

第8条 図書館（室）利用上の常識たるべき作法に違反する行為への制裁

借り出し手続未了の図書を図書室外に持ち出したり、図書のもつ情報上の一体性を損ねるような滅失・毀損行為をした場合、または、図書室内で他人に迷惑を及ぼす行為、その他借り出し図書返却の延滞など図書室利用に不適切な行為をした場合は、事情により不利益処分を受ける。処分は研究主任が行い、司法研究科教授会の承認を得る。

附 則

1. 本規則は、2004年4月1日から施行する。
1. 本規則は、2004年7月28日から施行する。
1. 本規則は、2005年4月1日から施行する。
1. 本規則は、2006年4月1日から施行する。
1. 本規則は、2007年4月1日から施行する。
1. 本規則は、2010年4月7日から施行する。
1. 本規則は、2012年4月1日から施行する。
1. 本規則は、2012年11月7日から施行する。
1. 本規則は、2015年4月22日から施行する。
1. 本規則は、2018年4月1日から施行する。
1. 本規則は、2024年4月1日から施行する。